

岐阜県公報

号外(四) 令和八年四月一日

目次

規則

上席の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(同)

一

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(同)

二

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

(同)

四

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

(同)

五

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同)

六

規則

上席の職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十六号

上席の職員に関する規則の一部を改正する規則

上席の職員に関する規則(昭和二十九年岐阜県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「岐阜県部等設置条例」を「岐阜県部設置条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十七号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表中競技スポーツ課の項及び美術館の項から保健医療課の項までを削り、希望が丘こども医療福祉センターの項の次に次のように加える。

健康推進課	下呂市駐在の職員
-------	----------

別表中岐阜関ヶ原古戦場記念館の項を削り、旅券センターの項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館	全職員
美術館	全職員
現代陶芸美術館	全職員
図書館	全職員
博物館	全職員
高山陣屋管理事務所	全職員
競技スポーツ課	岐阜市駐在の職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十八号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県特別職報酬等審議会委員」を「岐阜県特別職報酬等審議会 岐阜県公務災害補償等認定 岐阜県公務災害補償等審査

委員

岐阜県公務災害補償等認定委員会委員

岐阜県公務災害補償等審査委員会委員

岐阜県職員保健審査委員会委員

岐阜県職員保健審査委員会

「岐阜県公務災害補償等認定委員会委員」を削り、「岐阜県地方独立行政法人評価委員会専門委員」を

「岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会委員」を削り、「飛騨・美濃の観光を

改め、「岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会委員」を削り、「飛騨・美濃の観光を

考える委員会委員」を「飛騨・美濃すくれもの認定審査委員会委員」に改める。

本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	金 額
非常勤健康管理医	月額 一七二、四〇〇円
非常勤地区健康管理医	月額 三七、六〇〇円
財政政策顧問	月額 五〇、〇〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	年額 一、二〇〇、〇〇〇円
選挙長	月額 一一、二〇〇円
選挙分会長	月額 一一、二〇〇円
審査分会長	月額 一一、二〇〇円
選挙立会人	月額 一〇、一〇〇円
審査分会立会人	月額 一〇、一〇〇円

統計調査員	日額	九、九二〇円
統計調査指導員	日額	九、九七〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一四、四〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
災害医療コーディネーター	日額	一四、六〇〇円
災害時小児周産期リエゾン	日額	一四、六〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一四、六〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額	一四、六〇〇円
へき地医療総合対策医	日額	一四、六〇〇円
医療福祉連携推進課非常勤歯科医師	日額	一四、六〇〇円
精神保健指定医	勤務一回につき	一四、六〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
精神障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
地域福祉課非常勤医師	月額	一六〇、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
知的障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一四、六〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
女性相談支援センター非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	年額	四、八〇〇、〇〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円
美術館顧問	年額	九六七、〇〇〇円
美術館館長	年額	五、九二六、八〇〇円

現代陶芸美術館顧問	年額	一、四〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館館長	月額	五七八、三〇〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三三、二〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
まちづくり政策顧問	月額	五〇、〇〇〇円
建築構造専門委員	日額	一〇、〇〇〇円
監査専門委員	日額	三三、〇〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額	一〇、〇〇〇円
教育政策顧問	月額	五〇、〇〇〇円
教職員産業医	月額	三七、六〇〇円
学校運営協議会委員	勤務一回につき	三、〇〇〇円
学校医	年額	四二〇、〇〇〇円
学校歯科医	年額	四二〇、〇〇〇円

学校薬剤師	年額	一六四、六〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一七一、四〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
警察非常勤医師	日額	一四、六〇〇円
警察署等産業医	月額	三七、六〇〇円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十九号

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

県の施設の名誉所長等に関する規則（昭和四十七年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部長」を「知事公室長」に改め、「（施設が知事直轄組織に属する場合にあつては、秘書広報統括監）」を削り、「総務部人事課長」を「知事公室人事課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員表彰規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

令

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県国民保護協議会の部の前に次のように加える。

岐阜県公務災害補償等認定委員会	委 員	知事公室長
岐阜県職員保健審査会	委 員	保健医療課長、精神保健福祉センター所長

別表岐阜県防災会議の部幹事の項中「広報課長」を「秘書広報課長」に改め、同表岐阜県公務災害補償等認定委員会の部及び岐阜県職員保健審査会の部を削り、同表岐阜県交通安全対策会議の部幹事の項中「財政課長」の下に「外国人活躍・共生社会推進課長」を加え、「農地整備課長、森林経営課長」を削り、「都市公園課長、公共交通課長」を「公共交通課長、公園緑地課長」に改め、同部の次に次のように加える。

岐阜県国民健康保険審査会	委 員	健康福祉部長
岐阜県後期高齢者医療審査会	委 員	健康福祉部長

別表岐阜県国民健康保険審査会の部及び岐阜県後期高齢者医療審査会の部を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。
第四条第二項及び第六条第二項中「総務部長」を「知事公室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「総務部長」を「知事公室長」に改める。

第十一条第四項中「総務部人事課」を「知事公室人事課」に改める。

別表本庁の部知事直轄組織の項を次のように改める。

知 事 公 室	知 事 公 室 長	各 課 長
---------	-----------	-------

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社